

山梨県後期高齢者医療広域連合議会

平成20年第1回臨時会会議録

平成20年7月23日 開会

平成20年7月23日 閉会

山梨県後期高齢者医療広域連合議会

山梨県後期高齢者医療広域連合議会平成20年第1回臨時会会議録

目 次

招集告示

第1号（7月23日）

応招議員	1
不応招議員	1
議事日程	1
会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
新議員の紹介	2
議会運営委員会準備会報告	2
開会	3
諸般の報告	3
撮影許可	3
連合長あいさつ	3
議席の指定	4
会議録署名議員の指名	5
会期について	5
議会運営委員会委員の選任	5
議会運営委員会の報告	5
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	5
議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	9

議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
同意議案第 1 号の上程、説明、採決	14
議決事件の字句及び数字等の整理	15
閉会	15
会議録署名	16

山梨県後期高齢者医療広域連合議会平成20年第1回臨時会

山梨県後期高齢者医療広域連合告示第5号

山梨県後期高齢者医療広域連合議会平成20年第1回臨時会を次のとおり招集する。

平成20年7月16日

山梨県後期高齢者医療広域連合長 小林 義光

- 1 期日 平成20年7月23日(水)午後1時15分
- 2 場所 山梨県立男女共同参画推進センター 大研修室
- 3 付議事件
 - (1) 山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - (2) 平成20年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)
 - (3) 平成20年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
 - (4) 山梨県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について同意を求めることについて

【応招・不応招議員】

応招議員(25名)

1番 齊藤憲二君	3番 上杉実君	5番 小俣昭男君
6番 矢崎六彦君	7番 森岡千代野君	8番 内藤昭君
9番 清水富貴雄君	10番 中川秀哉君	11番 関戸将夫君
12番 武藤雅美君	13番 一瀬明君	14番 秋山詔樹君
15番 長澤捷利君	16番 芦澤武美君	17番 望月久弘君
18番 日向英明君	19番 小林福雄君	20番 深澤平助君
21番 水越昭君	22番 石原滋君	23番 後藤政行君
24番 長田義道君	25番 梶原岩男君	27番 古家悦男君
28番 守屋茂久君		

不応招議員(3名)

2番 渡辺嘉男君	4番 古屋保男君	26番 堀内弘一君
----------	----------	-----------

山梨県後期高齢者医療広域連合議会平成20年第1回臨時会

議事日程(第1号)

平成20年7月23日(水)午後1時15分開会

- 1 開会
- 2 広域連合長あいさつ
- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 山梨県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について
- 日程第5 議案第7号 山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第8号 平成20年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)について

日程第7 議案第9号 平成20年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について

日程第8 同意議案第1号 山梨県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について
同意を求めることについて

本日の会議に付した事件

日程1～日程8まで議事日程に同じ

出席議員(25名)

1番 齊藤憲二君	3番 上杉実君	5番 小俣昭男君
6番 矢崎六彦君	7番 森岡千代野君	8番 内藤昭君
9番 清水富貴雄君	10番 中川秀哉君	11番 関戸将夫君
12番 武藤雅美君	13番 一瀬明君	14番 秋山詔樹君
15番 長澤捷利君	16番 芦澤武美君	17番 望月久弘君
18番 日向英明君	19番 小林福雄君	20番 深澤平助君
21番 水越昭君	22番 石原滋君	23番 後藤政行君
24番 長田義道君	25番 梶原岩男君	27番 古家悦男君
28番 守屋茂久君		

欠席議員(3名)

2番 渡辺嘉男君	4番 古屋保男君	26番 堀内弘一君
----------	----------	-----------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

広域連合長 小林義光君	事務局長 嶋口昇君	事務局次長 望月辰也君
業務課長 原則夫君	会計管理者 降矢嘉也君	

事務局職員出席者

書記長 二宮仁	書記 小林久弥	書記 石川竜也	書記 早川隆太
---------	---------	---------	---------

【新議員の紹介】

議長(齊藤憲二君) それではどうも御苦労さまです。これから始めたいと思いますが、始める前に、ご承知のとおり今日もまた、このように暑くなりました。加えて、この部屋があまり空調が効かないようでありますから、上着などを脱いで始めたいと思います。ご了解いただきたいと思います。

それでは、臨時会を開会する前に、平成20年第1回定例会以降、任期満了等により、新たに2名の方が広域連合議会議員に選出されました。

つきましては、ここで新しく広域連合議会議員となられた皆様をご紹介申し上げます。

お手元の名簿の順にご紹介いたしますので恐れ入りますが、自席でご起立をお願いいたします。

甲斐市選出	清水 富貴雄 君
道志村選出	水越 昭 君

以上2名の方です。ありがとうございました。

【議会運営委員会準備会報告】

議長(齊藤憲二君) 引き続き、先ほど開催されました、議会運営委員会準備会にお

いて今臨時会の運営について、決定、確認されたことを書記から報告をいたさせます。

書記長（二宮仁君） それでは、ご報告いたします。

今臨時会は、議会会議規則、議会申合せ事項に基づき運営をいたします。

なお、確認事項といたしまして、今議会は臨時会のため一般質問はございません。付議議案に対する質疑のみとなります。また、質疑、討論は挙手により自席にて行い、質疑回数は同一議題に対して同一議員は3回までとなります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

【開 会】

開会 午後1時15分

議長（斉藤憲二君） ありがとうございます。

それではこれより、山梨県後期高齢者医療広域連合議会平成20年第1回臨時会を開会いたします。議員定数28人のうち、本日の出席議員は23人でございます。よって、地方自治法第113条の規定による過半数の定足数に達しておりますので、直ちに、会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

【諸般の報告】

日程に入ります前に、諸般の報告をいたします。

2番、渡辺嘉男君、4番、古屋保男君、26番、堀内弘一君より欠席の届出が、12番武藤雅美君、22番石原滋君から遅れるとの連絡がありました。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく監査委員から、例月現金出納検査の報告は、お手元に配布のとおりであります。

議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、広域連合長以下関係職員の出席を求めました。

以上で諸般の報告を終わります。

【撮影許可】

議長（斉藤憲二君） 報道機関等から写真撮影等の申し出がございます。これを許可することに、ご異議ございませんか。

「異議なし」の声

議長（斉藤憲二君） ご異議なしと認めます。よって、議場内での撮影を許可することに決しました。

【連合長あいさつ】

議長（斉藤憲二君） ここで、広域連合長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

小林広域連合長

広域連合長（小林義光君） 本日ここに、山梨県後期高齢者医療広域連合議会第1回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご多用中にもかかわらず、ご出席賜り、誠にご苦労様でございます。

さて、本年4月よりスタートいたしました後期高齢者医療制度につきましては、全国的に被保険者証がお手元へ届かないという事例が多発するとともに、所得の低い方々へ

の配慮不足や保険料額の算定方法及び特別徴収のあり方など、制度運営に関する数々の問題点が指摘され、本広域連合や構成市町村にも、被保険者である 75 歳以上の皆様をはじめ、関係各位から、多くの貴重なご意見をいただいたところであります。

これら貴重なご意見をもとに、国では特別措置といたしまして、高齢者医療の円滑な運営のため、保険料負担の軽減割合の拡大や保険料の支払い方法の変更などの制度運営の見直しを行ったところであります。

これを受け、本広域連合におきましても、本臨時会において「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」などを提案させていただいたところであります。

詳細につきましては、後ほど事務局から説明申し上げますが、本制度創設の主旨であります、安心して安全な信頼のおける医療の確保、超高齢社会に適切に対応した新たな医療保険制度体系の実現には、何より県民の皆様方に、本制度のより深い、また正確なご理解をいただくことが一義的な課題だと考えているところであります。

そのため、本広域連合といたしましては、今回の見直しに該当される方々へは、通知を直接差し上げるとともに、全ての被保険者の方々にも、見直し点に関するご案内を個別にさせていただきたいと考えております。

また、県民の皆様へは、新聞広告への掲載をはじめ、関係市町村が行う各種イベントの際や、市町村の担当窓口をはじめ、公民館などの公共施設へ制度周知のためのチラシや配布物などを備えるなど、様々な機会や場所を活用し、構成市町村の協力を得るなか、制度の周知に一層の努力を重ねてまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

それでは、今臨時議会に提案いたしました議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

まず、議案第 7 号、山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、所得の低い方への軽減対策として均等割額の一律約 8.5 割の軽減などを行うための改正であります。

次に、議案第 8 号、平成 20 年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額は変更をせず、予算の組み替えを行うものであります。

これは、年度当初から想定を超える事務量が発生し、職員の時間外勤務が大幅に増加したため、予算を精査し、勤務時間外手当の増額をお願いするものであります。

次に、議案第 9 号、平成 20 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、国の負担の軽減措置に伴い、歳入では市町村負担金の減額、国庫補助金の増額を、歳出では、制度の周知を行うための需用費、委託料などの増額をお願いするものであります。

次に、同意議案第 1 号は、山梨県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について、議会の同意をお願いするものであります。

以上、提出議案につきまして概略を申し上げましたが、詳細につきましては、この後事務局より説明いたさせますので、何とぞ慎重審議の上、ご承認、ご議決くださいますようお願い申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。

ご苦労様でございます。

【議席の指定】

議長（齊藤憲二君） それでは、日程第 1「議席の指定」を行います。

新たに選出されました 2 名の議員を会議規則第 4 条第 2 項の規定により、

9番、清水富貴雄君、21番、水越昭君と議席を指定いたします。

【会議録署名議員の指名】

議長（斉藤憲二君） それでは、日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。
会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、9番清水富貴雄君及び25番梶原岩男君を指名いたします。

【会期について】

議長（斉藤憲二君） 次に、日程第3、「会期について」議題といたします。
お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間とすることにご異議ありませんか。
「異議なし」の声

議長（斉藤憲二君） ご異議ありませんので、本臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

【議会運営委員会委員の選任】

議長（斉藤憲二君） 次に、日程第4、「山梨県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について」を議題といたします。

議会運営委員の選任は、委員会条例第4条の規定により、私から指名をいたします。

議会運営委員に、議席番号2番、渡辺嘉男君、議席番号3番、上杉実君、議席番号6番、矢崎六彦君、議席番号9番、清水富貴雄君、議席番号10番、中川秀哉君、議席番号11番、関戸将夫君、議席番号15番、長澤捷利君、議席番号18番、日向英明君、議席番号26番、堀内弘一君の9名を指名いたします。

お諮りいたします。

議会運営委員として、ただいま指名しました9名を選任することに、ご異議ございませんか。

「異議なし」の声

議長（斉藤憲二君） ご異議なしと認めます。よってただいま指名しました9名の議員を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

正副委員長の互選のため、議会運営委員会を開催します。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後1時26分

再開 午後1時37分

【議会運営委員会の報告】

議長（斉藤憲二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会運営委員会正副委員長の互選が終了し、報告がありましたので、申し上げます。

委員長に上杉実君、副委員長に清水富貴雄君が互選されました。

【後期高齢者医療に関する条例の一部改正】

議長（斉藤憲二君） 日程第5、議案第7号「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

「はい、議長」と呼ぶ者あり

議長（齊藤憲二君） 望月事務局次長。

事務局次長（望月辰也君） それでは、山梨県後期高齢者医療広域連合議案、平成20年第1回臨時会議案の1ページをお開き下さい。

議案第7号「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年山梨県後期高齢者医療広域連合条例第27号）の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

提案理由、所得の低い方への更なる負担軽減の対策を講ずることにより、制度の円滑な運営を図るため、条例を改正する必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

資料をもって説明いたします。

資料、山梨県後期高齢者医療広域連合条例説明書の1ページお開き下さい。

議案第7号ということで、それぞれ条例の一部を改正する条例の制定についてという形で、説明要旨、件名、内容、適用関係を箇条書きで表してあります。

説明要旨であります。平成20年4月1日より開始された後期高齢者医療制度について、国の特別対策に基づき平成20年度所得の低い方に更なる負担軽減を行い制度の円滑な運営を図ることを目的としたものであります。

内容については、ここに書かれている4点でありますけれども、次の2ページからの新旧対照表等でご説明をさせていただきたいと思っております。

2ページをお開きください。右側が改正案でございます。

まず、最初は附則第6条でございます。附則第6条につきましては「附則第8条の次に附則第9条、第10条、第11条の3条を追加することにより、第6条の一部を改める」内容でございます。

続きまして、附則第9条、（平成20年度における所得の少ない者に係る所得割額の減額の特例）でございます。

続きまして、附則第10条、（平成20年度における所得の少ない者に係る被保険者均等割額の減額の特例）でございます。

最後の、附則第11条は、（平成20年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例）という形になっております。

個々に説明するよりも、より分かりやすくと思ひまして、これら、条例に基づく保険料負担軽減の内容を概念図を基に説明いたします。4ページをお開き下さい。

平成20年度負担軽減の内容（概念図）であります。

まず、でございますが20年度、均等割の7割軽減世帯では、できるだけ還付をなくすため、4月から8月まで3回分の年金から天引きしている方については、10月分からの3回分は保険料を天引きしないこととするものであります。なお、7割軽減世帯で、納付書等で納めていただく普通徴収の方にも同等の軽減措置を講ずるものであります。山梨県の場合は均等割額の月額保険料が約967円から475円。年額5,700円でございますので、それを12ヶ月で割りますと475円になります。

の2点目ではありますが、所得割を負担する方のうち、基礎控除後の総所得金額等が58万円以下、具体的には年金収入のみの場合153万円から211万円までの方について、平成20年度所得割を原則一律50%軽減とする内容でございます。

なお、7割軽減該当者で、基礎控除後の総所得金額が15万円までの被保険者については所得割額が賦課されることとなりますが、50%軽減とした場合、仮徴収額との小額な差額が生じ、追加徴収が必要になる場合があります。附則11条でこのような場合、小

額な差額を徴収するコストを勘案し、軽減後の保険料賦課額から仮徴収額を減じて得た額が500円未満の場合、これを免除することといたしております。

今回の改正で軽減措置を受ける方は、賦課期日現在均等割8.5割軽減を受ける方が35,893人、所得割50%軽減の方が約8,955人で実人数として43,354人の方がこの軽減を受けることとなります。被保険者の約4割が該当いたします。

以上、これをもちまして議案第7号の説明といたします。よろしくお願いたします。

「人数をもう一度」との声

人数でございますけれども8.5割軽減を受ける方が35,893人、所得割50%軽減の方が8,955人で、実人数という形で、両方軽減の対象になる方もいますので、実人数としては、43,354人となります。被保険者の約4割が該当いたします。以上でございます。

議長（斉藤憲二君） 以上で、事務局の説明が終わりました。

ただいまから、議案第7号の質疑を行います。

質疑ございませんか。

「議長」と呼ぶ者あり

議長（斉藤憲二君） 身延町の日向英明議員。

18番日向英明君 今、議案第7号について説明があったわけですが、これの実人数が43,354人ということですが、これは、市町村別に分かっているのでしょうか。どうでしょうか。

「はい、議長」と呼ぶ者あり

議長（斉藤憲二君） 望月事務局次長。

事務局次長（望月辰也君） 現在、予算という形で計上させておまして、全体の数字を把握している状況でございます。この後、これによりまして、保険料の算定見直しを終了しましたら、その時点で、市町村の人数が正確に分かるとしております。

「はい、議長」の声

議長（斉藤憲二君） 18番、日向英明君。

18番日向英明君 では、今のところは、その事を市町村に聞いても分からないということですね。

「はい、議長」と呼ぶ者あり

議長（斉藤憲二君） 望月事務局次長。

事務局次長（望月辰也君） そのとおりでございます。

議長（斉藤憲二君） よろしいでしょうか。他にございませんか。

「はい」の声

議長（斉藤憲二君） 20番深澤平助君。

20番深澤平助君 今説明を受けたのですが、一番最後の概念図を見ますと7割軽減の世帯については、この上の方の枠の中には、10月から保険料を徴収しないこととするということであるけれど、この図の説明の中には、8.5割軽減という事で、その辺の説明を今少し分かりやすくお願いしたいと思います。

「はい、議長」と呼ぶ者あり

議長（斉藤憲二君） 望月事務局次長。

事務局次長（望月辰也君） 7割軽減。均等割分の7割軽減の方につきましては、先ほど言った内容で、特別徴収の方につきましては、10月から徴収しないという形で制度設定を国の方でされました。年金から今まで引いていない普通徴収の方は別ですけれどもそれらの方について、10月から引かないという形で計算しますと8.5割軽減というような形になります。最初の3回分をいただいて、後3回分をいただかないという考え方になりますと、7割軽減が8.5割軽減になります。そういうような状況で均等割につきましては、このような考え方で、良く言う8.5割軽減、8.5割軽減というような形をとることになっております。後につきましては、50%軽減というのは、先程、述べましたような内容でございます。以上でございます。

「はい」の声

議長（斉藤憲二君） 20番深澤平助君。

20番深澤平助君 ということですが、7割軽減の方については、これまで保険料を8月分まで出していた場合、以後は出さなくていいとなると、年間で8割5分軽減となるということですか。

「はい、議長」と呼ぶ者あり

議長（斉藤憲二君） 望月事務局次長。

事務局次長（望月辰也君） 今、先ほど7割軽減という方は、年間で3割分だけ、均等割ですけれども、6回、特別徴収の方は6回に分けて納めていただくことになっているんですが、それが、残りの3回分を納めないでいい形になりますと、3割納めるところが2分の1でいいということですが、1割5分。そうしますと8割5分軽減という形になると思います。

議長（斉藤憲二君） 他に質問ございませんか。

「はい、議長」の声

議長（斉藤憲二君） 23番後藤政行君。

23番後藤政行君 この制度については、だいが高齢者から不平、不満が蔓延してこういうふうには軽減されたのではないかと思われるんですけれども、結局、相当な保険料の収入不足が考えられるわけなんだけれども、不足分はどういう補てんをする事になるんですか。結局、現役世代から徴収することになるのか国からこの不足分を交付というかんじで補てんしてもらおうような事になるのかご回答をお願いしたいと思います。

「はい、議長」と呼ぶ者あり

議長（斉藤憲二君） 望月事務局次長。

事務局次長（望月辰也君） 今のご質問ですけれども、保険料が減額になる分につきましては、国の方で全額補助するという事の内容が、ご通知の方からいただいております。以上でございます。

議長（斉藤憲二君） よろしいでしょうか。

「はい、議長」の声

議長（斉藤憲二君） 23番後藤政行君。

23番後藤政行君 たぶん政府もすごい不平、不満が蔓延しているから、そういった事を危惧してなければならぬと、追い詰められた感じであったと思うんだけど、結局、最後には現役世代から保険料を徴収することになるのかならないのか、その辺の予測も併せてお答えいただきたいと思います。

「はい、議長」と呼ぶ者あり

議長（斉藤憲二君） 望月事務局次長。

事務局次長（望月辰也君） これにつきましては、今までの現役世代の負担割合。よくいえば4割のというお話でございますが、それらの事について、あるいは、県・市町村の負担割合に手をつけるというようなお話はございません。あくまで、これらにつきましては国で責任もって行うというお言葉がございました。ただ、今年度につきましては、国から100%、しっかり補助しますというお話がございましたけれども、来年度の補助につきましては、具体的に言いますとまだ予算等も始まっておりませんので、それらを見ながら約束した内容は、守るというようなお言葉がございました。

議長（斉藤憲二君） よろしいでしょうか。他にございませんか。

「なし」の声

議長（斉藤憲二君） 無いようですので、この辺で質疑を終結いたします。

それでは、質疑を終結し討論に入ります。

討論はございませんか。

「なし」の声

議長（斉藤憲二君） 無いようですので討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議案 第7号、「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって「議案第7号」は原案のとおり可決することに決定いたしました。

【平成20年度一般会計補正予算】

議長（斉藤憲二君） 次に、日程第6、議案第8号「平成20年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）について」議題とします。事務局から提案理由の説明を求めます。

「はい、議長」と呼ぶ者あり

議長（斉藤憲二君） 望月事務局次長。

事務局次長（望月辰也君） それでは、別冊1をご準備くださるようお願いいたします。別冊1、山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正（第1号）予算書でございます。1ページをお開き願います。

議案第8号、平成20年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）を次のように定めるものとする。

歳入歳出予算の補正。第1条。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ増額、減額せず、歳出予算の組み替えを行うものとする。

それでは、2ページをお開きください。

「第1表歳入歳出予算補正書」であります。歳出予算のみでございます。

歳出合計の欄であります。補正前の額594,843千円、補正額が0、計594,843千円というので、補正額については、増額、減額せずという形ですので、0となっております。

詳細について事項別明細書により説明いたします。6ページ、7ページをお開き下さい。それでは説明いたします。

2款1項1目、一般管理費を補正額といたしまして、1,000千円増額し、歳出合計額が167,664千円となります。

内容につきましては、3節、職員手当等の時間外勤務手当を3,945千円増額し18節の備品購入費を2,945千円減額します。

また、5款1項1目、予備費1,000千円を減額し、予備費の歳出合計金額欄は0となります。

4月1日の後期高齢者医療制度の開始とともに、市民からのご質問、ご批判の電話や医療機関・市町村からのご質問、問合せ等の対応のために、また、その後は、予算計上時には考えられなかった国の社会保険被保険者データの検証、また、制度の円滑な運営を図るため新たに国により提案された特例措置への対応等々、年度当初より想定を上回る事務量が発生し、職員は時間外勤務で仕事をこなすことが余儀なくなりました。

このため時間外勤務手当の支払いが当初の予想以上に伸び、今後の事務量を勘案いたしますと予算執行ができない状況に陥る状態となりました。

このような状況でありますので、今年度1年間の事務量を再度予測し直し時間外手当の増額を本臨時議会に予算計上させていただきました。

時間外勤務手当の状況であります。当初予算額4,320,000円、4月～6月までの時間外の時間数1,108時間、執行済額2,427,567円、執行率約56%となっております。

時間外勤務手当の補正後の金額は8,265千円となります。

宜しくご審議下さるようお願い申し上げます。

以上で、議案第3号について説明を終わります。

議長（斉藤憲二君） 以上で事務局の説明が終わりました。

ただいまから、議案第8号の質疑を行います。

質疑はございませんか。

「はい、議長」の声

議長（斉藤憲二君） 23番後藤政行君。

23番後藤政行君 職員には軌道に乗るまで大変なご苦勞をなされたのではないかと思いますけれども、この時間外については時間外手当なのか、休日出勤手当等もあるのか説明をお願いしたいと思います。

休日出勤手当があるのか。時間外なのか。お願いします。

「はい、議長」と呼ぶ者あり

議長（斉藤憲二君） 望月事務局次長。

事務局次長（望月辰也君） 時間外勤務手当という形で予算計上しておりますので、そのとおりだと、私どもはおもっております。

申し訳ございません。休日出勤手当もその中に入っております。

議長（斉藤憲二君） よろしいですか。

「はい、議長」の声

議長（斉藤憲二君） 23番後藤政行君。

23番後藤政行君 休日も出勤して対応されたということですか。

「はい、議長」と呼ぶ者あり

議長（斉藤憲二君） 望月事務局次長。

事務局次長（望月辰也君） 休日につきましては、特に土曜日につきましては、病院はおこなっております。最初の月等につきましては、なかなか保険証を忘れる方も多かったというような状況でございますので、土曜日につきましては、職員、休日に出勤しまして病院等の対応にという形でさせていただきました。しかしながら住民の皆様から、いろんなご質問等のお電話がかかってきたことも確かでございます。

議長（斉藤憲二君） よろしいでしょうか。その他ございませんか。

「はい」の声

議長（斉藤憲二君） 14番秋山詔樹君。

14番秋山詔樹君 ちょっとお聞かせ願いたいと思います。この時間外勤務手当、3,945千円を捻出するために、備品購入費2,945千円を更正して、なおかつ予備費の1,000千円を更正して、これに合わせたという点だと思えますけれども。

1点だけお聞きしたいのが、備品購入費。まだ7月ですから、4、5、6、7。まだ4ヵ月たっていないわけですよ、それにもかかわらず、これだけの備品購入費というものをご更正して後なにも支障はないのでしょうか。もし、ここで更正していいとなれば、当初の予算のもり方に対して、これだけの大幅な金額が残るという事に関しても疑問が残りますので、その点について質問をしたいと思えます。

「はい、議長」と呼ぶ者あり

議長（斉藤憲二君） 望月事務局次長。

事務局次長（望月辰也君） この備品購入費2,945千円につきましては、ジュラルミン製のレセプトボックスという形で、私どもとして二次検索といいますか、レセプト点検を各県では行うんですけれども、それにつきましては、当初予算等にこの金額を盛っております。しかしながら、今回、プロポーザル方式、要するに何社かの方がきて、提案方式という形でさせていただきましたところ、その会社の方で、何十年もレセプトの点検を行っておるけれども、十分、ジュラルミン製のボックスでなくても大丈夫。使わなくても良いというようにお話をいただきました。当初、予算で盛っておきますと、慣れなくて心配な点がございましたので、このようにいたしましたけれども、素晴らしい提案をいただいたと思っておりますが、それらを含めまして、確実にこの3月の間、不必要になるであろうと思われるものについて減額させていただきました。

「はい」の声

議長（斉藤憲二君） 14番秋山詔樹君。

14番秋山詔樹君 それでは、今のプロポーザル方式にした場合には、絶対、大丈夫だという自信の中でしたという事ですね。

続けてお聞きしたいと思うんですけれども、各単町からのいろんな地域の中で運営されているわけですので、その中で、過日の新聞にはですね、職員時間外手当というような事で、電話の問い合わせがあるという事が記事に載っているわけですね。

こういう事の中で、実際問題、職員は大変だという事はわかるんですけども、各単町、一生懸命、皆さん苦労する中でやっているわけございまして、そういう点、電話の問い合わせ等が、時間が終わってからなのか、時間の終わりそうになってどんどんくるのか、時間内に問い合わせがくるたびに時間が延びていつているのか、その点を聞かないと各単町でも一生懸命、若干延びても自己申告しなくてやっているのが現状だと思うんですよ。時間の問い合わせというのはどのような状況で出てくるために不都合が生じているのか、聞いておきたいと思います。

「はい、議長」と呼ぶ者あり

議長（斉藤憲二君） 望月事務局次長。

事務局次長（望月辰也君） 今、議員のおっしゃる内容という形で、各市町村においてもこのような状況になっていると思っております。私共といたしましても、それぞれ市民の皆さん、病院等からのご連絡、ご批判につきまして、今までも時間内にくるわけでもなく、終わってからもきているものにも対応させていただきました。また、市町村の用で、やはりいろいろ市民からのお問い合わせ等で、非常に日中は仕事ができなくて、どうしても時間外にならざるを得ないという状況も聞いております。そうしますとやはり市町村からのお問い合わせ等につきまして、私たちも時間外を取ってそれに対応しなければならぬと思っております。現実にはそのような状況も見られることも確かでございます。

議長（斉藤憲二君） いいですか。

「はい」の声

議長（斉藤憲二君） 20番深澤平助君

20番深澤平助君 二つご質問いたしますが、今、時間の問題が質疑されているんですが、もう一回詳しく教えてほしいですね。この時間については、当初の時間が何時間。時間外、予想外の時間外の時間が何時間かという事が一つと。それからいろいろ問い合わせがあったとか、これは各町村段階の役所にもかなり住民からいろいろ問い合わせがきていますと、先ほど言っておりますが、広域連合には、市民からの電話、質問、あるいは問い合わせ。そうといったものが、合計すると何件位あったのかという、その二つをお答えしたいと思います。

「はい、議長」と呼ぶ者あり

議長（斉藤憲二君） 望月事務局次長。

事務局次長（望月辰也君） 最初の予想した時間はという事ですけども、月、ほぼ180時間という形で、予想をさせていただきました。それが、だいたいほぼ倍以上になっているというような状況でございます。そして、私どももこのような状態で、職員に対しては非常に厳しい状況で、こういう形ながらそれなりに考えて提出するよう今後お話もさせていただいております。それ以外につきましては、今、言った内容ですが、問い合わせにつきましては、やはり市民の皆さんから直接来ている内容でございますが、4月、1ヶ月間でほぼ1,000件というような状況になっております。

「はい」の声

議長（斉藤憲二君） 20番深澤平助君

20番深澤平助君 ありがとうございます。4月に1,000件。それ以降はどうでしょ

う。

「はい、議長」と呼ぶ者あり

議長（斉藤憲二君） 望月事務局次長。

事務局次長（望月辰也君） 私共としまして、4月の1,000件という形でデータを取るのを終了させていただきましたけれども、やはり5月、また、お電話等もかなりきております。また、今月7月になりまして、本算定という形で算定等を行いましたので、やはり、それぞれ、直接、通知等に私どもの電話番号も直接のっておりますので、そちらの方という形で、本当に1日一人それだけにあたらなければならないことが何人もなっている事は現実でございます。

議長（斉藤憲二君） よろしいでしょうか。その他ございませんか。

「なし」の声

議長（斉藤憲二君） それでは、無いようでありますので、質疑を終結いたします。それでは、これから討論に入ります。

討論はございませんか。

「なし」の声

議長（斉藤憲二君） 無いようでありますので討論を終結し、採決いたします。お諮りいたします。

議案第8号、「平成20年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって「議案第8号」は原案のとおり可決することに決定いたしました。

【平成20年度後期高齢者医療特別会計補正予算】

議長（斉藤憲二君） 次に、日程第7、議案第9号「平成20年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

「はい、議長」と呼ぶ者あり

議長（斉藤憲二君） 望月事務局次長。

事務局次長（望月辰也君） それでは、別冊の2、山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正（第1号）予算書をお開きください。予算書1ページをお開き願います。議案第9号のご説明を申し上げます。

平成20年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を、次のように定めるものとする。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ30,055千円を増額し、それぞれ76,000,190千円とする。

それでは、議案書2ページ、3ページをお開き願います。

「第1表歳入歳出予算補正書」でございます。

2ページの歳入についてご説明いたします。

歳入につきましては、1款1項、市町村負担金を298,098千円減額し、2款2項、国庫補助金を328,153千円増額しております。

1款の市町村負担金の減額であります。保険料軽減により市町村が集めます保険料が減額しますので、広域連合の歳入項目であります市町村負担金が減額となります。

また、国では保険料軽減対策に係る財源については、特別調整交付金により全額補助することとされており、2款の国庫補助金を、保険料の減額分298,098千円とこれら国の特別措置を周知するための費用30,055千円合わせ328,153千円を増額いたしました。

差し引き30,055千円を増額となります。

次に、3ページ歳出について説明いたします。

1款総務費1項総務管理費を30,055千円増額してあります。2款保険給付費、3款県財政安定化基金拠出金、4款公債費につきましては国庫支出金が増額し同じ金額の市町村支出金が減額される財源更正の内容でありますので、補正額はそれぞれ0となっております。

1款1項、総務費管理費の補正額の内容につきまして説明いたします。それでは、10ページ・11ページをお開き下さい。

1款1項1目一般管理費が30,055千円増額しておりますが、補正額の財源内訳の欄に記載されていますように、その金額30,055千円が全額補助されることになっております。支出する内容は、負担軽減を含め国の特別対策の周知費用であります。11節の需用費、8,400千円。市町村窓口、県・市町村の各種イベント時に配布する啓発物品の予算であります。12節役務費、449千円。新聞掲載の広告料でございます、13節委託料、10,206千円。広報誌を作成し、被保険者全員にその広報誌を送付するための委託料でございます。19節の補助金11,000千円ですが、市町村の負担軽減等の広報の費用にかかる経費を補助するものであります。

以上で、議案9号について説明を終わらせていただきます。

議長（斉藤憲二君） 事務局の説明が終わりました。

ただいまから、議案第9号の質疑を行います。

質疑、ございませんか。

「なし」の声

議長（斉藤憲二君） 質疑が無いようですので、質疑を終結し討論に入ります。

討論はございませんか。

「なし」の声

議長（斉藤憲二君） 無いようですから討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議案第9号、「平成20年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について」は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって「議案第9号」は原案のとおり可決することに決定いたしました。

【副広域連合長の選任】

議長（斉藤憲二君） 次に、日程第8、同意議案第1号「山梨県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

「はい」と呼ぶ者あり

議長（斉藤憲二君） 小林広域連合長。

広域連合長（小林義光君） 副広域連合長の選任同意について、ご説明申し上げます。副広域連合長でありました、小菅村長の廣瀬文夫君におきましては、広域連合規約

第13条において、平成20年6月12日に任期満了となりますが、その任期満了前の平成20年5月31日をもちまして、副広域連合長を辞職されたところであります。このため、今般、山梨県町村会会長であります、市川三郷町の久保眞一町長を副広域連合長に選任いたしたいので、ご同意をお願いするものでございます。

議長（斉藤憲二君） お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して、直ちに採決したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斉藤憲二君） ご異議なしと認めます。

よって、副広域連合長の選任について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、久保眞一君の副広域連合長選任に同意することに決定いたしました。

【議決事件の字句及び数字等の整理】

議長（斉藤憲二君） お諮りいたします。

本臨時会において、議決されました各案件について、その条項、字句、その他整理を要するものについては、議会会議規則第41条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

「異議なし」の声

議長（斉藤憲二君） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会において議決されました各案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

【閉 会】

議長（斉藤憲二君） 以上を持って、本臨時会に付議されました議案の審査は、すべて終了いたしましたので会議を閉じます。

ここで、閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。山梨県後期高齢者医療広域連合の臨時会も、議員各位並びに当局のご協力をいただき、全日程を無事終了することができました。心より感謝申し上げます。

本日の議決により、後期高齢医療制度の円滑な運営がより一層推進されることを願うものであります。今後とも、当局におかれましては、事業の推進に一層の熱意と努力を払われるよう希望するものであります。

山梨県後期高齢者医療広域連合の、飛躍を ご祈念申し上げ、山梨県後期高齢者医療広域連合議会平成20年第1回臨時会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後2時20分

地方自治法第123条の規定により署名する。

議 長 齊藤 憲二

署名議員 清水 富貴雄

署名議員 梶原 岩男